

日本野鳥の会愛媛規約

(名称)

第1条 本会は日本野鳥の会愛媛と称する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を事務局長宅におく。

(目的)

第3条 本会は、野鳥に関する調査研究を行い、野鳥の生息環境の保護に努めるとともに、これら
を人々に普及するために、自然にあるがままの野鳥に接して楽しむ機会を設け、愛媛の生物
多様性の保全に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)探鳥会その他催し物の開催
- (2)会報の発行
- (3)野鳥等の調査研究
- (4)野鳥を中心とした環境保全活動
- (5)その他前条の目的達成のために必要な諸活動

(会員)

第5条 本会の会員は以下の者をもって構成する。

- (1)公益財団法人日本野鳥の会（以下、「野鳥の会」という。）に入会し、本会に会費を納入した者
- (2)家族会員（（1）に規定する会員と同一住所に居住する家族で、野鳥の会に家族年会費を納入した者）

(連携)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するため、野鳥の会及びその連携団体と協力して活動を行う。

(会費)

第7条 会員は、会費年2,000円を納めるものとする。ただし、家族会員は除く。

- 2 会費は1年分を前納とする。
- 3 既納の会費は返還しない。
- 4 大規模災害等に被災した会員に対し会費免除等の措置を行うことができる。なお、対象者などはその都度に役員会にて定めるものとする。

(退会)

第8条 次の場合は退会として取り扱う。

- (1)退会の通知を受けた場合
- (2)会費の納入のない場合
- 2 会の名誉を著しく傷つけ又は会の目的に反する行為のあった会員は、代表が役員会の議決を経て退会させることができる。

(資産)

第9条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1)会費
- (2)寄附金
- (3)補助金
- (4)事業収入その他
- (5)備品等の財産

第10条 本会の資産は代表が管理し、毎事業年度終了日の資産表を作成し、総会に報告する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 本会の事業計画及び収支予算は代表が作成し、総会で決定する。

(事業報告及び収支決算)

第12条 代表は本会の事業報告および収支決算を事業年度終了後速やかに作成し、総会に報告し、承認をうける。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(総会及び役員会)

第14条 本会の議決機関として総会及び役員会を次のとおりおく。

- (1) 定時総会 原則として毎年1回事業年度終了後速やかに代表が招集する。
- (2) 臨時総会 代表が必要と認めたとき及び構成員の3分の1以上から会議の目的を示して請求のあったとき代表が招集する。
- (3) 役員会 原則として月1回定例役員会を開き、その他代表が必要と認めたとき招集する。
 - 2 各会議の議決権を持つ構成員は以下のとおりとする。
 - (1) 定時総会及び臨時総会 第5条第1項1号で規定する会員
 - (2) 役員会 第15条に規定する役員
 - 3 会議は各構成員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし委任状を認める。
 - 4 議事は出席した構成員の過半数をもって決する。
 - 5 議長は出席した構成員の中から互選する。

(役員)

第15条 本会に次の役員をおく。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 幹事 若干名

第16条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 代表は本会を代表し、会務全般を総括する。
- (2) 副代表は代表事故ある時、これを代理する。
- (3) 事務局長は事務全般を総括するとともに、幹事の協力を得て会務を執行する。
- (4) 会計は本会の会計を担当する。
- (5) 幹事は役員会に出席し重要事項の審議を決定するとともに事務局長に協力し会務を執行する。

第17条 役員は会員（家族会員は除く）の中から次のとおり選出する。

- (1) 代表、副代表、事務局長、会計は役員会で推薦し、総会で決定する。
- (2) 幹事は会員より総会で選出する。

第18条 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

(会計監査)

第19条 本会に会計監査を2名おく。

- 2 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 3 会計監査は役員会で適任者を委嘱し、総会の承認を得る。

(名誉顧問・顧問)

第20条 本会に必要なに応じて名誉顧問・顧問をおくことができる。

- 2 名誉顧問・顧問は会務全般について助言をおこなうことができる。
- 3 名誉顧問・顧問は役員会で適任者を委嘱し、総会の承認を得る。

(規約改正)

第21条 本規約の改正は総会の議決により行う。

- (付則) 本会の発足は1974年8月4日。
- (付則) 本規約は1988年4月3日から実施する。
- (付則) 本規約は1990年5月6日から実施する。
- (付則) 本規約は1991年6月2日から実施する。
- (付則) 本規約は1996年6月2日から実施する。
- (付則) 本規約は1998年6月7日から実施する。
- (付則) 本規約は2000年6月3日改正、実施する。
- (付則) 本規約は2002年6月2日改正、実施する。
- (付則) 本規約は2004年7月4日改正、実施する。
- (付則) 本規約は2005年6月5日改正、実施する。
- (付則) 本規約は2007年6月3日改正、実施する。
- (付則) 本規約は2010年6月6日改正、実施する。
- (付則) 本規約は2012年6月3日改正、実施する。
- (付則) 本規約は2023年6月4日改正、実施する。